

免除の対象となる奨学金制度について

1. 認定基準

免除基準別表4の2に規定されている「経済的理由の選考基準があり、1の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度」とは、次の要件を全て満たしていることを要するものとします。

- (1) 教育の機会均等に寄与するために学生の修学の援助を行なう奨学金制度であると認められること
- (2) 免除の趣旨にそう奨学金制度であると認められること
- (3) 経済的理由により修学に困難がある学生を対象としていること
- (4) 奨学金制度を運営するための組織として実体を有していること

2. 認定手続きほか

- ①受信契約者が、放送受信料免除申請書に、自らが受給している奨学金制度の証明書を添えてNHKに提出。
- ②NHKでは、当該奨学金制度が免除の対象となる奨学金制度であるか否かについて、上記認定基準に従って審査。
- ③免除の対象となる奨学金制度と認められる場合、当該受信契約者の免除申請を受理。

3. その他

一度免除の対象となる奨学金制度として認定されても、その後の奨学金給付・貸与基準の変更などにより認定基準を満たさなくなった時は、免除の対象となる奨学金制度ではなくなります。この場合、免除の事由が消滅したものとして取り扱われ、放送受信料のお支払いが必要となります。また、卒業などにより奨学金の受給が終了した時は、受給終了の日が属する月の翌月から放送受信料のお支払いが必要となります。